

堺市子ども相談所長 様

一時保護施設のこどもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和 7 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で堺市子ども相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024 年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67 項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 こども本位の支援	10
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	13
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	16
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	19

総評

(2025 年 10 月 2 日(木)～3 日(金) 実地調査実施分)

＜施設概要＞

人口約 80 万人の政令指定都市である堺市の児童相談所（以下「堺市児相」とする）に付置されている一時保護施設（以下「堺市一保」とする）は、幼児 6 名、学齢以上の男子・女子とも 12 名の定員 30 名に対して年間 12,485 名（2024(令和 6)年度）を保護しており、一日平均 35.1 名（平均入所率 114.0%）、一人平均の在所日数は 36.4 日です。

2025(令和 7)年 4 月 1 日現在の職員数は、常勤職員 23 名、会計年度任用職員 31 名の合計 54 名（うち欠員 2 名、育休 1 名を含む）です。

設備は約 100 m²と 150 m²の広いホールのほかに、学習室と食堂、幼児室があります。居室は男女別にそれぞれ個室 2 部屋、複数で使う 2 部屋ですが、入所状況によって男女ともに使用できる個室が 4 部屋、個別対応個室 2 部屋があります。

なお、本文における「こども」の表記について、当団体では通常、18 歳未満および 18 歳以上で児童相談所の支援の対象の者を「子ども」と表記しておりますが、堺市の表記方針を踏まえ、本文ではひらがな表記の「こども」に統一しています。

＜評価できる点＞

多くのこどもたちは広いリビングで余暇を過ごし笑顔で挨拶をするなど、安心・安全感を感じている様子でした。また職員も、個々のこどもの様子や状況に応じた声かけをしており、信頼関係が形成されているように見えました。なお、居室に内鍵がかかることは、こどもの安心を促していると思われます。

職員の声かけは優しく、注意の際にも威圧的な指導ではなく提案型で話しかけていました。また声かけ一つがこどもにとって不適切な対応にもなりうることを意識し、さらにルールを守れないこどもへの対応もペナルティになることがないようにこども自身に振り返らせ、その問題性に気付かせる対応を取っていました。これらのことから、こどもの権利擁護を職員全員が自覚した対応が行われており、職員の質の高さが窺われました。

定員超過が常態化し職員は多忙を極めながらも、それぞれの役割をふまえ可能な限り丁寧にこどもと関わっていました。また引き継ぎなどもシステム化されており、スタッフ体制とこどもの人数の関係のなかで、出来るかぎりの支援をしている点は評価します。

意見箱や日課とされる日記の記載のほか、外部アドボケイトとして弁護士会と民間団体の 2 つの団体に委託をすることで、多様な意見表明の機会を提供しています。特にこどもが弁護士に自分の法的権利を相談する場を設けることができる点については、評価できます。

さらに教育委員会からの現職教員 2 人と OB 教員 2 人が派遣され、堺市内すべての公立学校の教科書や副教材が準備されています。こどもが在籍校から配布されたプリント学習を行うだけでなく、在籍校の教科書等に基づいて学ぶ機会が保障されており、こどもの学習権が真に保障されていると言えます。

＜取組みが必要と思われる点＞

堺市一保は堺市児相本体とは別の場所に位置し、訪問すると、警備員が私たちが誰であることを確認のうえ開錠されました。つまり内部のこどもたち、外部の関係者いずれの出入りも厳重に管理されていました。保護者の侵入を防ぐ意図があると思われますが、こどもは閉塞感を抱くのではないかと危惧します。

訪問当日は、30名の定員を超過した37名のこどもたちが生活しており、居室ではなく面接室等で寝泊まりするこどももいて、こどもに負担を強いている状況がありました。このように定員超過が日常化しており、その弊害がさまざまな場面でみられました。その打開策としてサテライト型の一時保護施設の設置が予定されているようですが、抜本的な対策としては、第2の一時保護施設の建設などが不可欠と思われます。とはいえ、現状を改善するためには、今すぐ着手することとして、在宅支援の充実や里親の増員・活用等、堺市のこども家庭支援システムの抜本的な見直しが必要と思われます。

さらに堺市児相は相談担当部署、心理担当部署がさらに別の場所にあり、情報共有がスムーズではありません。それを埋める努力は行われていますが現状では不十分なようで、三者（相談担当部署、心理担当部署、一時保護部署）とも改善を望んでいました。

また私服の着用や私物の持ち込みは可能ですが、こどもが申し出をした場合の対応に限られており、こどもからは困難さについての声が多く聞かれました。「こんにちは！キッズステーションさかいです☆」（一時保護のしおり）には、「着てきた服は洗濯して預かります。下着は用意します」と書かれており、「気になることは相談して」といった文面があります。これでは、申し出ることができるということが分かりにくいのではないのでしょうか。こどもの意見等もふまえて現行ルールの特典、必要な改善をした上で、一時保護前に「一時保護のしおり」等で持ち込める物の情報を提供し、保護後も家庭から提供する形に変更することが必要と思われます。

さらに学習室は小学校1年生から中学校3年生までが同じ教室です。リビングも広いとはいえ1か所で20名以上のこどもが余暇を過ごしている状況は、過密と感じられます。定員以上に保護が必要なこどもを受け入れている堺市一保において、中高生等必要なこどもに個室（＝居室）を確保している現状は評価します。しかし個室8部屋を利用する個別日課対象のこどもは、個室で過ごす時間をそれぞれ観察会議で決定し、所長の承認を得ているとのことでしたが、個室時間に居室から出る時に職員の了解が必要な現在の運用には少々疑問があります。例えばトイレへ行くにも職員を呼ぶ必要があり、恥ずかしい思いをすることもいるのではないのでしょうか。また現地調査の際、15分程度の中に、同じ部屋のこどもが5～6回呼び出しボタンで職員を呼んでいることがありました。呼び出しの内容は分かりませんが、その部屋のこどものイライラが相当に高まっている様子が窺われました。さらに食事終了後に、他のこどもが食堂から出て行ったあとリビングに一人で残るこどもがおり、職員が迎えに来たうえで一緒に退室していました。事情もあるかもしれませんが、行動の自由が制限されているのではないかと危惧しました。

確かに小学生と話し合っていたり、個室で読むマンガを一人で選んでいる中高生もいるなど、個室から出られないということではありませんが、本人が納得しているから容認されるのではなく、行動制限は基本的人権の「行動の自由に制限」であることにこれまで以上にご留意ください。保護中の他のこどもの安全や安心の確保と、特定のこどもの行動制限について、両立が難しい課題に日々対応されている状況は理解しつつも、検討を期待します。

またこどもやこどもが使うものを過度に管理する傾向が見受けられ、職員を「先生」と呼ぶなど堺市一保内が家庭的な環境とは言えない雰囲気があります。例えば職員が名前を名札に書いて下げておき、最初に出会った時に名乗るという工夫も考えられます。特に職員同士が「〇〇さん」と呼び合えば、こどもは自然に「〇〇さん」と呼ぶでしょう。

また、特に下着や洋服の管理など、プライバシーに配慮した対応が求められます。さらに定員超過のなかで、こどもの意見を聞いて柔軟に対応する余裕がないところもあります。こどもは可塑性があるため、現状に合わせて生活しているとも考えられます。そのため表面的には生活に適応しているように見える側面があったとしても、結果としてこどもたちは我慢していることも多々あるのではないかと感じました。

観察会議では職員の行動観察を持ち寄り、一時保護施設としての行動評価まで行われていることは素晴らしい

取組みであると感じました。それであるならば、あと少し時間を延ばし、明らかになった行動評価に基づいた支援策を皆さんで考えると、さらに良くなると考えます。なお、多くの一時保護施設での観察会議は、担当の児童福祉司や児童心理司も参加したうえでこどもの共通理解を図っています。できれば堺市一保においても、両者の参加を求めることが望まれます。

職員研修は、こども対応や交代勤務の都合で全員の参加は難しいと思われます。しかしトラウマやアンガーマネジメント、障害特性のあるこどもへの対応の知識等は一時保護施設でのこども対応においてきわめて大切です。そのため新任職員への基礎的な知識の研修計画を立てると同時に、新任者以外の職員も現在行われているミニ研修を年間で計画し、講義科目は録画して夜勤の時間に視聴されることなどをご検討ください。

また在籍校への登校は高校生に限られています。在籍校への登校には送迎に人手が必要ですが、国庫補助もあり、会計年度任用職員を雇用して送迎している自治体もあります。現状では堺市児相の職員だけでは対応できない状況ではありますが、予算措置によりこどもの教育権が保障される方法がありますので、堺市全体として検討してください。

以上を踏まえて総合的に検討すると、堺市一保が名実ともにこどもの権利を擁護する場となるためには職員の努力だけでは限界があり、前述のとおり、第 2 の一時保護施設を建設するなどの抜本的な取組みが必要ではないかと感じました。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	職員のみなさんが誠実に、こどもの権利を意識し、こどもが快適な生活を送れるように努力されている姿は高く評価します。 ただし、今あるルールについては「当たり前」として捉えるのではなく、職員や施設運用の業務効率化のための制約・制限になっていないか、こどもの権利が十分に保障されているかという点を今一度検討していただきたいと思います。 現状では、こどもたちが平穏に過ごすために決められた日課に従って 1 日の生活を送るように働きかける形になっているように思いました。それも必要なことですが、こども本位の支援という点を考えると工夫の余地はありそうです。職員同士で話し合い、工夫できること等があれば、小さなことでも改善していただければと思います。
児童相談所 (一時保護施設)	中高生等、必要なこどもには個室が保障されていますが、逆に個室で過ごす時間が観察会議で決定され、居室から出ることには制限がある運用です。内鍵がかけられ、他児とのトラブルを避けるために居室で長時間過ごしたいこどももいることと思いますが、一方で、こどもへのインタビューでは個室から出られないことへの不満もありました。定員超過の中で中高生が集団化することで対応困難な事態が発生しやすいことは理解しますが、他児の安全確保と該当児の権利保障の兼ね合いについて、再度ご検討ください。 私物の持ち込みや私服の着用は、一時保護ガイドラインでも原則とされています。堺市一保では両方を認めています。現状は「こどもからの申し出があった場合」に限られ、実質的には制限されているように思われます。こどもの権利にさまざまな配慮している堺市一保ですので、現状の対応について再度ご検討ください。 援助方針会議には堺市一保の役職者が参加するだけで、直接こどもに接している指導員

	や保育士等は参加されないとのことでした。さらに相談部門からこどもの様子を尋ねたり面接の調整などの連絡についても、堺市一保では担当制が敷かれていないということもあって、日責や夜責と呼ばれる方が対応するとのことでした。このことで、現場スタッフが相談部門と直接やり取りする機会は限られているように感じました。たとえば堺市一保も担当制にして、児童福祉司、児童心理司、一保担当の3担当者での打ち合わせを義務化するという方法も考えられます。 さらに日々の行動観察がケースファイル等に記載されてデータ化されていないため、児童福祉司や児童心理司は距離の離れた勤務場所から堺市一保に来なければこどもの状況が分からないシステムです。これに対しては、ICTを積極的に活用して、相互の情報がリアルタイムで伝わるような仕組みの整備が考えられます。 加えて堺市一保と相談部門や心理部門の職員が直接話し合える場を設ける（いわゆる顔の見える関係をつくる）工夫も必要ではないでしょうか。その例として、新任職員研修その他、堺市児相全体を対象にした研修に堺市一保の職員も参加し、部門を超えたグループ討議をすることなども考えられます。 現在、退所時に児童福祉司に渡されているという行動観察結果を記載した書類も、判定会議や援助方針会議で提出し、場合により記載した職員が同席する、もしくはオンラインで説明するなど、一時保護部門が援助方針の決定により深く関与する仕組みを検討してください。
設置自治体	もともと堺市一保設置の際の定員は20名でしたが、保護児童の増加に伴い30名に改定されました。しかし定員増に伴い居室等の設備が必要十分に拡充されたわけではなく、こどもの環境は悪化したと言わざるを得ません。しかも現在はその定員を超過する状況が常態化しているため、「こどもまんなか社会」ではなく「こども過密社会」になっています。職員は、さまざまな工夫を凝らして取組みを進めていますが、調査中も幼児が転倒する等の事故があり、こどものストレスも必然的に高くなっています。 その打開策としてサテライト型の一時保護施設の設置が検討されていますが、長期的な展望が見えません。単に堺市一保の収容人数を増やすだけでは、根本的な解決にはなりません。そのため区役所や児童家庭支援センター等による在宅家庭の支援を強化することで家庭からの分離を減らすこと、代替養育が必要なこどもに対して里親の選択肢を増やすための里親支援センターを設置するなど、堺市児相以外での支援を充実させる取組みが必要と思われます。 さらに相談部門・心理部門・一保部門が3か所に分かれて設置されており、児童相談所としての機能に限界があります。職員の努力に依存するのではなく、物理的な側面での抜本的な解決が不可避です。堺市として、堺市のこどもたちの権利を守るために早急な対策を求めます。 また堺市は政令指定都市であり、管轄面積は相対的に狭いにもかかわらず、一時保護中の在籍校への登校（以下「通学支援」とする）は高校生に限られています。いくつかの自治体では通学支援のための会計年度任用職員を雇用したり、民間企業に委託したりして通学支援を行っている所があります。職員に負担をかけないでこどもの権利を保障する取組みを推進していますので、参考にしてください。 堺市においては、過去、児童養護施設入所中の児童が児童間の暴力で怪我をし、保護

	者が「被害を受けた施設には預けられない」として引き取った後で死亡する事案が発生したと聞いています。現在の堺市一保の状況から、職員が最大限努力しても施設内での事故の危険性は増していると考えざるを得ず、上記のとおり抜本的な解決策が必要と考えます。
国	大都市圏の一時保護施設では定員超過が常態化しています。こども家庭庁も定員超過の解消に向けて施策を出されていますが、とりあえず職員配置の補助については定員ではなく現員での補助をご検討ください。堺市一保は、施設・設備の拡充や改善が不可欠ですが、そのための財政的な支援が必要です。また児童相談所が 3 か所に分かれています。堺市は児童相談所の将来構想に取り組むことができず、その要因の一つに予算上のこともあるように思われます。そのため国として既存の一時保護施設や児童相談所の重要性を認識し、施設の改善や機能の向上についても、財政面その他、さまざまな角度から積極的に支援するよう求めます。

第Ⅰ部 こども本位の支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<評価できる点> こどもたちが伸び伸びと自由に笑顔で生活をしている様子から、安全感や安心感をもって生活をしている様子が見受けられました。またこどもへの対応において職員からの「ありがとう」や「ごめんね」という発言が頻繁に聞かれました。その結果、こども同士でも「ごめん」という発言が多く見られ、堺市一保の心理的安全性が確保されている様子が窺われました。 また月 1 回開催されるこども会議の内容を記録したものをリビングに掲示したり、意見箱に投入された意見に対して、1 週間後には検討結果を意見箱そばの壁面に意見ごとに掲示したりするなど、こどもの意見表明に真摯に対応しようとする行動が確認されました。 さらにアドボケイトを委託する団体を 2 つ設け、アドボケイトの顔写真を共有スペースに配置することでこどもたちが自由に意見表明できる相手を選ぶことができるように工夫されています。 加えて、こどもの権利条約や権利ノートが共有スペースに掲示され、こどもが常にこどもの権利を確認できる環境が整っており、こどもの権利擁護を意識した取組みがなされているといえます。 <取組みが必要と思われる点> 一方、権利ノートは各自が常に自室で見ることができず、職員に「権利ノートを見たい」と申告しなければならない状況にあります。こどもがいつでも、権利ノートを見ることができるよう各自の管理にすることを検討してみてください。さらに「〇〇さんには伝えてほしい」といった形で自分の意見を伝える相手を限定している場合でも、全職員がそれに触れることが可能なシステムとなっていました。アドボケイトは「秘密を守る」と約束していると思われますが、現行のシステムは、こどもとの約束を裏切りアドボケイト制度の信頼を損なう危惧があり、改善する必要があると感じました。 なお、児童福祉司の業務とは思いますが、アドボケイトの記録において、こどもが今後に不安を感じている記載がありました。社会的養護施設が満床で入所の時期が明確に伝えられない状況であることは承知していますが、保護後の見通しについては積極的な説明を望みます。 定員超過が常態化していることで、さまざまな面でこどもの権利が侵害されているように思えます。例えば食堂に全員が入れないために食堂以外で食事をしているこどもがいたり、食堂を使っていない時間帯に食堂の中に衝立を立て、児童福祉司等との面接をそこで行ったりしていました。 また建物の構造と定員超過により個室が確保できていない結果、私物の居室への持ち込みが制限されています。さらに入所時に持参した私物だけでなく入所中の設定時間で作成した作品、学習したプリント等も倉庫に保管されてこどもが手元に置けない状況でした。そのため個室利用のこどもにはできるだけ私物を居室に置けるような運用が必要と思われます。また複数人で居室を使うこどもであっても、「ほかの人が触ったり、なくなったり、壊れるかもしれない」ことを伝え、「カゴ 1 つに入るまで」という制約をしてでも私物の持ち込みが必要と思われます。 一時保護の目的に則した理念や基本方針を示した「一時保護所業務ハンドブック」は毎年見直しをされ、本年度も業務の具体的な状況を細かく点検しており、評価できる内容でした。ただし、業務ハンドブックに記載されている「支援の基本」に「懲戒を与えて指導する場合」が記載されていました。今は民法上も懲戒権は廃止されているの

で、堺市一保において「懲戒する」ことがあってよいのか、基本方針についての再検討を希望します（なお、実務において、懲戒は用いられていないように思われた点を付記しておきます）。

中高生等、必要なこどもには個室が提供されていますが、こどもごとに個室時間が設定され、その時間帯は在室することが求められています。必要場合は職員をブザー等で呼び出す仕組みです。一時保護施設の設備及び運営に関する基準は「一時保護施設においては、正当な理由なく児童の権利を制限してはならない」と述べています。一保入所中のこどもの安全確保は第一に優先されますが、そのために8つの個室での個別日課によりこどもが過度に行動の制限を受けているのではないかと危惧します。さらに長時間個室で生活するため、身体を動かし運動するような時間の不足について気になりました。年長児が集団化することで堺市一保の安定が損なわれる可能性もありますが、個室で生活する場合のルールについてこどもの意見もふまえながら検討されることを希望します。さらに小学生の居室については、個室が必ずしも保障されていません。また入浴は一人で入ることもできますが、複数人での入浴の可能性もあります。加えてトイレは個人利用が保障されていません。LGBTQ+は民間の調査で8～10%、つまり10名から13名に1名はいるという報告もあります。常時35名のこどもを保護している堺市一保では、常に3名の性的マイノリティのこどもがいることも想定されます。こどもからの申し出があれば対応はされているようですし、ハード面や定員超過という対応困難な面もありますが、「自らは申し出ない（カミングアウトしない）こどもがいる」ことを前提とした配慮をご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっている	B

	か	
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

観察会議では役職や経験年数にかかわらず参加職員が遠慮なく発言しており、風通しが良くフラットな組織であることが窺われました。

その他の場面でも職員間できめ細やかに情報共有等をしており、コミュニケーションが円達に行われていること、新人や若手職員が他の職員に対して意見や知識等を求めやすい職場であることが確認されました。保育士も福祉職も幼児や男女の就学児の支援にローテーションで入るなど、全職員がすべてのこどもに対応するため、職員全体がチームとして運営する意識を持てていると評価できます。また月に1回の職員会議後に勉強会（ミニ講座）の取組みを行うなど、職員のスキルアップに対する意識の高さが伺えます。このような職員の努力と組織的な対応によって、堺市一保での質の高い支援が提供されていると推察されました。

その背景に、堺市一保の指導的職員が過去の一保勤務経験等も生かし、率先して業務遂行に当たっていることがあると推察されました。これは職員の心理的安全性の獲得に大いに寄与しているように思われます。

<取組みが必要と思われる点>

現在の施設的环境は、率直に申し上げると、改善が早急に必要な状態です。もともとの定員が20名であったところを30名にしたとのことですが、新たに4室の居室が増設された以外には、それに応じた施設の拡充がされたわけではないようです。なおかつ、定員が30名であるにもかかわらず常時35名程度の入所児童があり、幼児室の定員は6名で設備運営基準内ですが、8名が生活をする時もあり、基準が守れていません。例えば食堂にこども全員が入れずに食堂に隣接するリビングで食事をするこどもがいたり、入浴は昼食後すぐに開始せざるを得なかったりなど、適切な養育が行われていません。

そのため緊急的な措置としてサテライト施設の設置を計画されていますが、抜本的な解決策が示されていない点はこどもの権利を擁護していく姿勢としても極めて問題であり、早急に改善方針を策定することが必要です。「この状態により児童相談所自身がこどもの権利侵害を行っている」という認識を堺市全体で共有し、改善に努めることが必要です。

堺市児相は職員数の増加により執務室の分散化が行われ、堺市一保と、主に児童福祉司が勤務する庁舎（市立健康福祉プラザ）と、主に児童心理司が勤務する庁舎（三国ヶ丘庁舎）とが離れています。その結果、職員インタビューでも相互のコミュニケーションに困難を感じておられる様子がみられました。

情報共有に関しては、児童福祉司等が入力する情報が堺市一保1階の5台のパソコンでしか閲覧できません。多くのこどもが生活する場所である2階にパソコンを増やすことで、日中にも各こどもの最新の情報を速やかに把握することができるばかりか、夜勤時にも記録作成や情報確認が可能となります。また観察会議も、例えばオンラインで検討対象の担当児童福祉司や担当児童心理司が参加することで、情報共有がしやすくなるといえます。

さらに日々の行動観察等がデータ入力されず紙で管理されています。その結果、児童福祉司等がこどもの様子を知りたい時には堺市一保まで来なければなりませんが、自転車で10～15分の距離があり、必要と感じた時に見ることができません。児相機能が3か所に分かれている状況のなかで情報共有の向上を図るためには、一時保護記録

の DX 化を早急に行う必要があると思われます。

以上のように、各セクションの物理的距離を DX で解消する方策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また中学生以降のこどもはそれぞれの居室で学習に取り組んでいますが、各居室は畳敷きの部屋のためテーブルに向かって胡坐をかくか正座をするしかなく、一般的な学習環境とは言い難い状況です。学校同様に椅子と机で勉強に取り組むという習慣づけのためにも、机とイスの居室への持ち込みを検討してください。

さらに年齢を問わず下着は洗濯に出した際に同性職員に毎日ほつれ等のチェックをされています。また女子の生理用品は、名前が記されたポーチに入れてトイレの壁に掛けられています。その結果、誰がいま生理中なのかが他のこどもに分かるのみならず、廊下や事務室からトイレの内部を見ることができるため男性職員にも見られているかもしれないという不安感がある、という声がこどもからありました。加えて個室時間中のこどもや、就寝後にトイレに行く場合は、ブザーを押して職員が居室に来てからトイレに行くというルールになっています。こうしたことは、こども・大人問わず見られたり知られたりしたくないと感じることであり、プライバシーに配慮した対応を求めます。例えば、各居室は扉が開くと事務室で把握できる造りにするなど、扉が開いたときに安全管理のためにトイレかどうかを見守るという対応でも良いのではないかと考えます。また生理用品はトイレ内設置ではなく、各居室で私物として保管していただきたいと思います。さらに下着の毎日の確認はこどもが知れば嫌がると思います。「毎月 1 回、全員の下着を新品に交換する。それ以前に汚れやほつれ等で交換を希望する場合は申し出てください」というような対応はいかがでしょうか。

OJT は適切に機能していますが、職場を離れての座学による研修機会は限られているような印象を受けました。まず堺市一保も堺市児相の機能を担っていることを理解するために、新任の児童福祉司や児童心理司に対して行われている新任研修への参加が求められます。さらに堺市児相の職員全員を対象にした研修（特に演習）に参加することで堺市一保以外の職員との交流も生まれ、児相職員としての自覚の向上も図られます。

特に堺市一保にはトラウマを抱えた被虐待児や障害特性のあるこどもが多数入所します。また衝動的な暴力や安定した対人関係を持ちにくいこどもの入所も増えています。そうしたこどもの支援のためには OJT や職員会議後のミニ研修だけでなく、幅広い専門研修も必要です。しかし交代勤務のため研修受講を全職員が同時に行うことは難しい状況は理解しますので、講義科目は録画し、夜勤の時などに受講する運用は可能でしょうか。

なお一般的に一保職員を対象にした研修は対象職員数が少ない、専門性が高い等により開催が少ない可能性も高いため、大阪府や大阪市の一保職員の合同研修の開催をお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	S
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B

No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	B
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	C
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<評価できる点> 教育委員会より現職教員と OB 教員が学習支援員として派遣されており、堺市内の全小中学校で利用される教材や副教材が準備されています。プリント教材だけではなく、一人一人のこどもに合わせて在籍校の教材や副教材を利用し、各自の学習状況に合わせた取組みが可能であるということは大変素晴らしい体制であると思います。学習支援員が在籍校に年間のべ 200 回以上足を運ぶなどしてこどもの在籍校の教員と情報共有をしています。さらに一保を退所した際にはこどもがどこまで学習に取り組めたかということを在籍校にフィードバックし、スムーズに再度通学ができる体制となっています。ただし、在籍校に通学できるのは高校生に限られています。相対的に管轄範囲が狭い政令指定都市ですので、例えば会計年度任用職員を雇用したり、タクシー会社等に委託したりするなどして、小中学生であっても希望するこどもが通学できるような取組みを期待します。 夜間に緊急通報があった場合に、現地に行く 2 名のうち 1 名を堺市一保職員が担っています。そのため、緊急通報がない時には通常の職員配置に加えて夜勤が手厚い体制になります。これは一時保護施設の対応の質を落とさずに児童相談所の対応力を保持する工夫として評価できます。 食事はおいしく十分な量が提供されているにもかかわらず、食事の「おかわり」がご飯もおかずも十分確保され、希望者が多い場合にはじゃんけんで公平に対応されることは、心身の満足度を上げると同時に「自分の意見を言ってもいい」という体験につながる取組みであると思われます。 週に 3 回観察会議が開かれ、10 名近くの一保職員が参加し、闊達な意見交換をすることで、それぞれのこどもの行動を多角的に共有していました。また職員が個々のこどもについて行動観察したことを、SDQ（Strengths and Difficulties Questionnaire：こどもの心の健康状態を測る尺度）を用いてそのこどもの特徴を共有・アセスメントすることで、行動診断をレーダーチャートとしてまとめる様式は、全国モデルになる取組みだと思われます。できれば、この行動診断に基づき、どのような支援が必要かという議論をさらに 5 分程度行えば、職員の共通理解に伴った支援につながると考えられます。さらに、この行動観察会議にオンラインなどで担当児童福祉司や児童心理司も参加できるようになると、より支援の充実が図られるかと思えます。 保護したこどもの行動特性や対応策を保護者に話した結果、大変感謝された事例をお聞きました。ただ、そうした例は少数のようです。勤務体制の制限はありますが、堺市一保での行動観察や行動診断の結果を、保護者や措置先の施設等に提供することについて積極的に取り組むことを推奨します。 業務委託を受けた給食調理業者が食事及びおやつを提供し、配膳は月 1 回の検便検査をした職員のみが行うこととして、食事の安全・衛生を徹底しており、評価できます。一方で食事やおやつについて、こどもが希望できる場面が少ないように思われました。意見箱はありますが、こどもは希望をしても無理だと思い込んでいる可能性が高いため、職員から積極的にこどもの意向を確認できる場面を設けてみると良いと思います。 <取組みが必要と思われる点> 堺市一保は広いリビングでゆったりした空間が確保されていますが、男女別に所庭に出られるのは 1 日 30 分だけです。また生活空間から玄関までは 3 つの施錠した扉があり、居室や食堂を含めすべての窓は開放できません。定員超過であり非行児の割合が多いという現状は理解できますが、一時保護ガイドラインの「必要のないこどもに閉鎖

的な環境を提供しない」という原則から、施設の運用についてご検討ください。

私服着用の原則が徹底されていません。こどもへのヒアリングでも私服の着用を希望する声が大きく、「私服着用ができないルールである」という認識を持つこどもも少なくありませんでした。また貸与される洋服も「下着は新品を 2 セット提供して毎日洗濯、上着は準備品から選択」という運用が行われていますが、バラエティに富んでおらず、特にズボンは男女問わず全員が同じジャージを着用しており、毎日洗濯はされていますが、他のこどもと着回している状況でした。これらの運用についてはこどもアンケートやインタビューでも不満が多くありました。一時保護ガイドラインでは私服着用が原則です。特に就学児以上については、仮に衣類を貸与する場合であっても、少なくとも堺市一保にいる間は特定の服を当該児童専用にするなどの対応が必要と思われます。さらに、下着や衣類の問題だけでなく、堺市一保でのルール、ルールの説明の仕方などについて、一度検討していただければと思います。

入浴は男女それぞれの一つの大きな浴槽で行われ、中高生は一人で入りますが一人 15 分と限られるため、多くのこどもはシャワーのみとのことです。湯船のお湯も都度は取り換えられないため、未就学児を含めた全員が同じ湯船のお湯を利用しており、衛生上も問題があると言わざるを得ません。またシャンプー等については選択肢が少ないというこどもの声もありました。入浴は職員体制が手厚い昼食後から夕食までの間に行われています。湯船に関する建物の改修は簡単ではありませんが、入浴時間や消耗品等についてこどもの意見を反映するなどの工夫に期待します。

行動観察結果を記載した書類が児童福祉司に渡されるのが退所時という点は、改善の余地があります。児童相談所の援助方針会議は各部門の診断結果が持ち寄られ、総合判定の上で援助方針が決められることとなっています。現状は係長以上の役職者が参加されているようですが、堺市一保でまとめられた観察結果が援助方針会議に提出され、適切に生かされることが必要と思われます。

またこどもとの面接で、「おやつにチョコレートを食いたい」との希望がありました。毎日きちんとおやつが用意されていましたが、おやつはこどもにとって、特に堺市一保で生活するこどもにとっては、1 日の中でとても楽しい時間だと思しますので、こどもが希望するおやつとはどのようなものか、さらに検討いただければと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	A
No.40	こどもの入浴は適切か	B
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	B
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A

No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	S
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	S
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	B
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<評価できる点> 業務ハンドブック（マニュアル）について１年に１回全職員で見直しを行い、特に一時保護ガイドラインの変更に伴い制限をしない方向で見直しを行ったことは評価できます。全職員で担当部署を割り振り、日常のルールについて検討を行うことは、各人がこどもの権利を意識することに繋がると同時に、職員のモチベーションアップに寄与しているとも良い取組みと言えます。 また児相、一保それぞれで作成された事業計画には、現状と課題、対応方針等が明確に記載されていました。これらはわかりやすく職員が業務を遂行する上でも参考になるもので、こうした取組みには見習う点が多いと感じられます。 また不適切な言動をとったこどもに対して制限を加えることが「ペナルティ」に繋がるという意識を共有しており、できる限り制限がないようにするためには当該児童に対してどのような働きかけをすべきかということも意識が共有できています。 さらに定員超過に伴い、通学可能なこどもが保護できる場所を新たにサテライトとして一時的に設けるなどの取組みをしていることも評価できます。 <取組みが必要と思われる点> 事故や怪我の防止、感染症対策などについては、看護師が会計年度任用職員として週４日勤務し、個別対応居室も整備されています。こうした職員の配置が、これらを未然に防止する上で重要な役割を果たしていると思われます。しかし定員超過のため、感染症が発生した場合の隔離が十分にできないように思われます。特に未就学児も定員超過状態が継続しており、感染症が発生した場合には就学児童の部屋を利用できたとしても、未就学児用のトイレなどの共有スペースの確保が困難であるなど、二次感染防止等の対策が課題と言えます。 これらは職員の問題ではなく物理的な条件に起因する課題であると考えられ、改善策の検討が必要だと思われます。現状で対応策を考えるのは簡単ではありませんが、安全な堺市一保の確保に向けてご検討をお願いします。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A